



公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.128 認定基準書  
日用品 Version1.28

分類 I.ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品

制 定 日:2004年 7月 1日  
最新改定日:2025年 4月 1日  
有 效 期 限:2030年 6月30日

## エコマーク商品類型 No.128 認定基準書

### 日用品 Version1.28

#### 分類 I.ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品

## 1. 認定基準制定の目的

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく貢献するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用纖維(ウェスなど)などの有効利用も新たに認めることとした。

## 2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「ゴム製基礎材」のうち表 1 に示す製品。

ただし、電気を使用する製品、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

表 1 対象製品分類

分類番号	分類	各分類に該当する製品
ゴム製基礎材		
11 5	ゴムホース(中分類)	
11 51	一般用ゴムホース	ツインホース,送水用ゴムホース(ウォーターホース)
11 8	工業用ゴム製品(中分類)	
11 843	ゴムマッティング	導電・除電マット、荷台シート・荷台マット、作業用マット
11 85	ゴム手袋(手術用を除く。)	炊事用手袋
11 9	その他のゴム製基礎材	ゴムロープ

分類番号	分類	各分類に該当する製品
	シール(軸受け用を除く)	
23 1	締付形シール	ゴム製パッキン、ゴム製ガスケット
23 3	自封形シール	

### 3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
使い捨て製品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。
再使用可能	ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用纖維を含むものとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ/(バージンパルプ+古紙パルプ)×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり100%のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率100%とみなす。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	单一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型では纖維としての使用を含む。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。 ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup> C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの
バイオベース合成	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および／ま

ポリマー	たは生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成 ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぶん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content:amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
<b>繊維に関する用語</b>	
未利用纖維	コットンリンター、紡績時に発生する短纖維(同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの)、廃植物纖維質から取り出した纖維(バナナ纖維など)など、未利用原料を用いた纖維。
コットンリンター	綿の纖維のうち、開花後 4~12 日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
廃植物纖維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の纖維質部分。
リサイクル纖維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からリサイクルされた纖維。リサイクルの方法により、反毛纖維、ポリマーリサイクル纖維、ケミカルリサイクル纖維、その他のリサイクル纖維(故纖維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた纖維)がある。
故纖維	不要になった中古衣類を含む廃纖維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑纖維」の両方を指す。
反毛纖維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故纖維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した纖維。
ポリマーリサイクル 纖維	合成樹脂または合成纖維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどをを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた纖維。
ケミカルリサイクル 纖維	ナイロンまたはポリエチレンなどの合成樹脂または合成纖維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる纖維。
纖維由来リサイクル 纖維	ポリマーリサイクル纖維またはケミカルリサイクル纖維のうち、故纖維を主原料としたリサイクル纖維。プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故纖維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ材料の故纖維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。纖維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故纖維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故纖維由来とみなすことができる。
バイオマス合成 纖維	バイオマスプラスチックを原料とする合成纖維。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

## 4-1.環境に関する基準と証明方法

### 4-1-1.共通基準と証明方法

(1)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

#### 【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2)廃棄物を増加させることになる製品(いわゆる使い捨て製品)でないこと。

#### 【証明方法】

申込製品の用途を付属証明書に記載すること。

(3)製品は、金属材料が製品全体質量の 50%未満であること。

#### 【証明方法】

申込製品に使用する金属材料の合計質量を付属証明書に記載すること。

(4)製品は、小売段階(小売しない製品は最終出荷段階)で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質

表示を省略することができるものとする。

【証明方法】

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

(5)包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

【証明方法】

包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

(6)抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

#### 4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用しない。

##### A.プラスチック

(7)プラスチックは、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 50%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマーの質量割合が 60%以上であること。フィルム製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 40%以上であること。合成紙製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 50%以上であること。バイオマスプラスチックを使用する製品は、本項目に代えて基準項目(8)を満たすこと。

【証明方法】

プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料、それぞれについて製品全体に対する質量割合を付属証明書に記載すること。原材料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(8)バイオマスプラスチックを使用する製品は、以下 a～c の全ての要件を満たすこと。

- a. プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上であること。
- b. プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- c. バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

【証明方法】

- a. プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。  
そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup>C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。  
また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。
  - ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的に実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
  - ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書
- b. バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(別表 1(b))を要請する場合がある。
- c. 第三者による LCA 評価の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

(9) プラスチックは、製造時に代替フロン(HCFCs)の使用のこと。

【証明方法】

プラスチック材料を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(10) 製品は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

【証明方法】

ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

(11) プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。プラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、色材または食品用器具・容器包装用途以外でポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その色材または添加剤が ISO8124-3、または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことでもよい。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。また、プラスチック材料に使用する色材、および可塑剤、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。色材およびポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことの試験結果などを提出すること。

(12) プラスチックに難燃剤を使用する場合には、PBB(ポリブロモビフェニル)、PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)および短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

## B. 繊維

(13) 繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表 2 の基準配合率を満たすこと。

バイオマス合成繊維を使用する製品は、本項目に代えて基準項目(14)を満たすこと

表 2 繊維毎の全繊維の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上 未利用原料が10%以上となること	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが25%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが25%以上となること
その他のリサイクル繊維		50%以上	

【証明方法】

申込者または製造事業者は繊維材料の質量割合を記載した証明書を提出すること。また、未利用・再生原料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した、繊維材料供給事業者の発行する原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近 1 年間程度の再生原料の受入量(投入量)とその内訳(故繊維、その他廃プラスチックなど)の実績、およびポストコンシューマ材料の故繊維の受け入れ体制と実績についても報告すること。ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書の提出に代えることができる。

(14)バイオマス合成繊維を使用する製品は、以下 a～c の全ての要件を満たすこと。

- a. 繊維部分の総質量における、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。かつ、繊維部分の総質量に占めるバイオマス合成繊維の質量割合が 25%以上であること。
- b. 原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- c. バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

【証明方法】

- a. 申込者または製造事業者は繊維部分に占めるバイオベース合成ポリマー含有率およびバイオマス合成繊維の質量割合、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者によるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup>C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、

ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的に実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
  - ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書
  - b.バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(**別表 1(b)**)を要請する場合がある。
  - c.第三者による LCA 評価の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。
- ただし、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名(商品ブランド名)」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)または纖維材料供給事業者に係わる証明書(原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書、バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト・LCA 評価結果)の提出に代えることができる。

(15) 繊維への化学物質の使用については、以下a～cの全ての要件を満たすこと。

a.各種加工(防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、**別表3-1**の基準値に適合すること。

難燃剤を使用する場合は、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の難燃剤を含まないこと。

b.遊離ホルムアルデヒド量は、**別表3-2**の基準値に適合すること。ただし、屋外に設置される製品は本項目を適用しない。

c.使用する染料、顔料において、**別表3-3**の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

#### 【証明方法】

- a.申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。  
対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、別表3-1の対象物質の不使用あるいは使用化学物質を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。
- b.遊離ホルムアルデヒド量について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。
- c.染色工場(原着、プリント含む)による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準(日本繊維産業連盟)」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表3-3の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書(確認書類のサンプルを含む)でもよい。

(16)繊維は、ポリマー骨格にハロゲンを含む樹脂(本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない)の使用のこと。

【証明方法】

繊維について、ポリマー骨格にハロゲンを含む樹脂(本項では繊維としての樹脂および後加工を指す)の使用の有無を付属証明書に記述すること。

## C.ゴム

(17)ゴムは、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が10%以上であること。ただし、ゴム粉を用いた常温形成品については、60%以上であること。

【証明方法】

全ゴム質量における再生ゴム材料の質量割合を付属証明書に明記すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(18)ゴム中の有害物質については、平成3年8月23日、環境省告示第46号のうち重金属に関する基準に適合すること。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類でも可とする。

(19)ゴムに難燃剤を使用する場合には、PBB(ポリブロモビフェニル)、PBDE(ポリブロモフェニルエーテル)および短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10~13、含有塩素濃度が50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記入すること。難燃剤を使用している場合には化学

物質名を付属証明書に記載すること。

(20) 製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱い、保管上の注意およびアレルギー情報などについて取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

アレルギー情報の製品表示については、

- a. 材質表示として、天然ゴム、合成ゴムのいずれかに関する材料名称を記載すること。なお、合成ゴムについては、材料名称の後に続けて、具体的な名称を括弧書きにて記載すること。  
例：「合成ゴム(二トリルゴム)」、「天然ゴム」

- b. 合成ゴムまたは天然ゴム製の製品は、例 1 を参照し、従来の使用上の注意に加え、アレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。天然ゴム製品は、例 2 を参照し、従来の使用上の注意に加え、ラテックスアレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。

例 1：「体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」

例 2：「この製品は天然ゴムを使用しています。天然ゴムは、かゆみ、発赤、じんましん、むくみ、発熱、呼吸困難、喘息様症状、血圧低下、ショック等のアレルギー症状をまれにおこすことがあります。このような症状をおこした場合には、直ちに使用を中止し、医師に相談してください。」

【証明方法】

アレルギー情報表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。

#### 4-1-3. 個別製品に関する基準と証明方法

(21) 複数部品から構成される製品は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。または、使用材料が統一されている場合については、各材料の再生材料基準配合率を表 3 のとおり適用する。

表 3 複数部品で使用材料が統一された製品における素材に関する基準

素材名	再生材料の基準配合率
プラスチック	50%
繊維	4-1-2. 繊維に関する基準に同じ
ゴム	4-1-2. ゴムに関する基準に同じ

【証明方法】

分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。素材統一されている場合については、素材統一されている旨示した書類を提出すること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(22) 製品の品質については、日本産業規格、日本農林規格、または業界などの自主的な規格を満たすことであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における

品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JIS または JAS の認定を受けている場合は、JIS または JAS の認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。
  - a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
  - b.プラスチックシートに使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 60%以上であること。
- (2) 申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

## 6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、2.適用範囲の表 1 に示す小分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。また、使用する材料または併用する材料の組み合わせが異なる製品は、別の商品区分とする。(4-1-2 の A～C の各材料区分、再生プラスチック、バイオマスプラスチック、未利用纖維、リサイクル纖維、バイオマス合成纖維をそれぞれ異なる材料とする。) 製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

\* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記

すること。

- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン([https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/eco\\_label/guideline/](https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/eco_label/guideline/))」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/128.html> ☐sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2004年 7月 1日	制定(Version1.0)
2004年10月14日	対象などの改定(Version1.1)
2005年 5月13日	水切り用濾紙袋の古紙パルプ配合率、対象製品分類の改定(Version1.2)
2005年 9月 8日	食用油ろ過器の再生ポリマー基準除外の改定(Version1.3)
2006年10月19日	電気掃除機用フィルター袋の纖維材料基準除外、線香の基準追加、対象製品分類の改定他(Version1.4)
2007年 4月13日	ごみ箱の再生ポリマー配合率の改定(Version1.5)
2007年 8月 2日	ゴム製履物の再生材配合率の改定(Version1.6)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 2月14日	古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外(見え消し部分)、有効期限延長(Version1.7)
2008年 8月21日	環境法規遵守基準の改定(Version1.8)
2009年 5月 1日	製品分類別に基準分割、古紙パルプ配合率の定義の改定(Version1.9)
2009年11月 4日	板紙の古紙パルプ配合率、焼物の有害物質の改定、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド基準を屋内用品に限定、オゾン漂白綿の追加(Version1.10)
2010年12月13日	食用油ろ過器(消耗部分)の適用範囲への追加、別紙メッシュサイズ試験方法の修正(Version1.11)
2011年 3月 1日	マーク表示方法の追加(Version1.12)
2011年 8月 1日	包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。分類 D にブラシ部の交換可能な歯ブラシを追加(Version1.13)
2011年11月 1日	ガラスへのクロム不使用を六価クロムに限定(Version1.14)
2012年 2月 1日	使い捨て製品に関する改定(Version1.15)
2012年 7月 5日	難燃剤、抗菌剤の規定変更。食品用器具への再生材使用に関する厚生労働省ガイドライン追加(Version1.16)
2014年 2月 1日	有効期限延長
2015年 6月 1日	適用範囲の変更(Version1.17)
2016年 6月 1日	植物由来プラスチック、植物由来合成纖維に関する基準項目を追

	加。繊維に関する用語の定義・リサイクル繊維・有害物質の基準を改定。(Version1.18)
2017年 2月 1日	植物由来プラスチック・合成繊維(PTT)の追加(Version1.19)
2017年 9月 1日	繊維材料における PFOA の基準値、商品区分、マーク表示方法を改定(Version1.20)
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 3月 1日	分類 A「食器」の再生ポリマーの基準配合率を改定(Version1.21)
2019年 4月 1日	改定(エコマーク表示について)
2020年 3月 1日	分類 E「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」のごみ袋について、再生ポリマーの配合率またはバイオベース合成ポリマー配合率の表示を追加(Version1.22)
2021年 2月 1日	分類 E「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」のごみ袋について、充填剤の不使用を追加(Version1.23)
2023年 2月 1日	植物由来の用語の変更、バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維の対象樹脂の拡大、プラスチック添加物・ハロゲン・抗菌剤に関する基準の統一化等(Version1.24)
2023年 9月 1日	分類 I「ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品」の適用範囲にゴム製パッキン・ゴム製ガスケットを追加(Version1.25)
2024年 3月15日	有効期限延長
2024年 8月 1日	「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」の改正に伴う改定、および繊維材料の有機フッ素化合物、革材料の有害物質・染織堅ろう度の基準改定(Version1.26)
2025年 1月 1日	分類 E No.167 制定による分類名、2. 適用範囲、4-1-3(38)の変更(Version1.27)
2025年 4月 1日	5.(2)追加(Version1.28)
2030年 6月 30日	有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて定を行うものとする。

別表1(a) バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に□)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、2008年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地変更が行われていないか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の土地変更に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	□はい/ □いいえ/ □遺伝子組み換え農作物は不使用のため本項は適用しない □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]
3	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) [ ]

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に□)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	□現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] □その他(具体的に記入) [ ]
5	再生資源の利用、食糧との競合回避	バイオマスプラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	□はい/ □いいえ/ □再生資源が入手できないため本項の適用外	使用する再生資源名 [ ] 再生資源の発生量・割合 [ ]
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	□はい/ □いいえ/ □本項の適用外(左記に該当しない)	□現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □その他(具体的に記入) [ ]
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	□はい/ □いいえ	エネルギー名と活用方法 [ ]
8	法令順守	バイオマスプラスチック(原料樹脂)製造は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。	樹脂製造工場	□はい/ □いいえ	モノマー製造事業者・工場名 [ ] 樹脂製造事業者・工場名 [ ]

\* EU の再生可能エネルギー指令(RED)による残渣・副産物(Residues)または廃棄物(Waste)

**別表 1(b) 新たなバイオマスプラスチックまたはバイオマス原料を使用した製品の申請に係る情報提供シート**

年 月 日

提出先: 公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局 宛

会社名: \_\_\_\_\_

部署: \_\_\_\_\_

記載者名: \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

**1. エコマーク申請商品に使用されるバイオマスプラスチックに関する情報**

項目	記入欄
樹脂の種類(例:PE)	
構造式	
主な用途(成型品・繊維)	
バイオマスプラスチックの上市と生産量	<input type="checkbox"/> 上市済み( <input type="checkbox"/> 国内/ <input type="checkbox"/> 海外) <input type="checkbox"/> 未発売(発売予定時期 年 月頃) 生産量(予定・推測を含む) トン( 年)
樹脂を製造する事業者名(および URL) (提案者以外の事業者を含めて、提案樹種のバイオマスプラスチックの製造事業者名を記載して下さい)	
代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)	
原料から樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図 (原料採取からモノマー、樹脂製造までの各工程の説明、発酵工程などの有無等)	別紙可
全面的バイオマス/部分的バイオマス	<input type="checkbox"/> 全面的バイオマス(バイオベース合成ポリマー含有率 100%) <input type="checkbox"/> 部分的バイオマス → 当該樹脂中に配合できる最大のバイオベース合成ポリマー含有率【 %】
マスバランス(MB)方式の有無	<input type="checkbox"/> 実配合 / <input type="checkbox"/> MB 方式 ※MB 方式の場合には、本取扱方針の対象外です。
生分解性能の有無	<input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし
使用後の処理方法 代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)と比較して、廃棄・リサイクル等の課題はあるか。(想定される廃棄方法等)	

**2. バイオマス原料の素性**

項目	記入欄
バイオマス原料(植物名など)の種類	

項目	記入欄
栽培地(国、州、市等)、または廃棄物・副産物等の場合には発生過程等	
当該バイオマス原料の生産量または発生量	
当該バイオマス原料の主な用途(主産物または副産物のどちらに該当するか。)	
栽培地の状況(植物の場合、どのような土地で栽培されているのか。(例:泥炭地))	
今後、当該バイオマスプラスチック生産が拡大した場合、原料への影響はあるか。 (他用途への影響、原料となる植物栽培の急拡大による他への影響の可能性など)	
食糧との競合はないか。	
再生資源は利用可能か。 (再生資源の場合、発生源、収集方法、EU REDでの扱いなど)	

### 3. バイオマス原料の持続可能性に関する情報

項目	記入欄
原料に関する持続可能性の認証制度またはイニシアティブ等(例:RSPO、ISCC)の存在の有無および取得状況(ある場合は具体的な名称と基準内容)	
原料の栽培に関してNGOや研究者から持続可能性の観点で指摘されている点があるか。(ある場合には、具体的な内容、URL)	
その他、当該バイオマス原料について懸念となる部分はあるか。	

### 4. その他

項目	記入欄
同じバイオマス原料を利用して製造されたバイオマスプラスチックの存在有無 (ある場合には、樹脂名を記載)	
その他	

※その他、製造事業者の会社概要や関連する資料を添付して下さい。  
本情報提供シートでご提出いただいた情報は、エコマークの申請書類の一つとして、エコマーク事務局および関連委員会限りで取扱います。なお、審査委員会は、提出されたチェックシートの情報にもとづきバイオマスプラスチックの持続可能性を精査しますが、必要に応じて追加調査や、審査委員会内に設置された評価パネルに照会を行うことがあります。また通常の審査よりも審査期間が長くなる場合があります。

別表3-1 繊維への加工剤の基準

物質名	基準	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS PFOSF PFOA PFH <sub>x</sub> S	使用のこと		フッ素系撥水剤、はつ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示 370 号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

別表3-2 繊維からの遊離ホルムアルデヒド量の基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児用 (生後24月以下)	直接肌に触れる可能性 の高い製品	その他製品	
ホルムアルデヒド	検出せず (16ppm以下)	75ppm以下	300ppm以下	厚生省令第 34 号

別表3-3 禁止染料・顔料リスト(繊維)

①分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

(JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3(ISO24362-1、ISO24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2)により下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの)

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine

CAS RN	名称
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106	
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
51811-42-8	C.I. DISPERSE ORANGE 37	CI 11132
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102	
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
12223-33-5	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
12236-29-2	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
54824-37-2	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
23355-64-8	C.I. DISPERSE BROWN 1	

参考:国際がん研究機関(IARC)

米国国家毒性プログラム(NTP)

EU Directive 76/769/EC

EU Directive 2002/61/EC

染料および有機顔料製造会社生態学毒物学会(ETAD)

Oeko-Tex Standard 100